

被災状況写真の注意事項

※り災（被災）証明において、既に被害の程度が判明している場合は、不要です。

※令和2年7月豪雨による床上被害の水位の写真をご用意ください。

※水位については、メジャーやスケールで寸法が分かる撮り方をお願いします。

（接写を1枚、離れて1枚）（指先撮影も可）

※ピンボケなど写りが悪い場合もあるため、ご注意ください。

〈例〉

（接写）



（離れて）



解体前写真の注意事項

※現時点での解体を希望される家屋、倉庫等の写真を必ず撮っておいてください。ピンボケなど写りが悪い場合もあるため、なるべく多くの撮影をしていただき、撮影については、4方向から家屋、倉庫等の全体が写るようにお願いします。（全ての辺がつながるような写真撮影をお願いします。）

※解体については、擁壁、ブロック塀、門扉など一部対象外となる構造物もありますので、ご注意ください。（申請時に要相談）

※課税上、部屋としてみなさない部屋（天井の平均が150 cm未満の部屋）において、床面積の証明ができない場合は、償還の対象となりません。

〈例：壁が6辺の場合〉

撮影ポイント

全体（全景）が写るように
四角の建物は4辺

